



マイナンバー管理スキルアップセミナー

MY NUMBER MANAGEMENT

マイナンバーの動向と対策について

一般社団法人日本マイナンバー管理協会
常務理事 洞澤 研

＜本日のセミナー＞

1. 2017年までのマイナンバー制度の現状
2. 改正個人情報保護法のおさえておくべきポイント
3. 2018年以降のマイナンバー制度管理のポイント
4. ＜すぐ実践できる＞PC 1台で管理するマイナンバー管理手法と実務の流れ紹介
5. ＜すぐ実践できる＞書類で管理するマイナンバー管理手法と実務の流れ紹介

＜マイナンバー制度の現状＞

Topics 1. マイナンバーとは

マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



Topics2. どのような場面で使うのか

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金 労働
医療 福祉

税

災害対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、
調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

Topics3.通知カード・個人番号カード

個人番号カードは様々な用途で利用可能です。

様式

非顔(※)



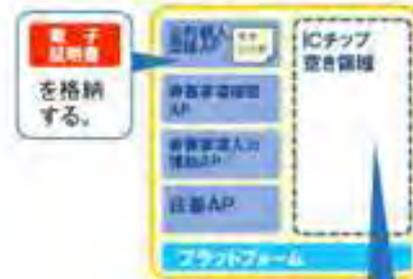
- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

顔顔(※)



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

ICチップ内のAP機能



市町村等が用意した独自アプリを
搭載するために利用する。

申請・交付スケジュール

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、
「個人番号カード交付申請書」を
全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は
捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請い
ただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備が
できた旨の通知書を送付。
市区町村窓口へ来庁いただき、
本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料について無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請
をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

区分	通知カード	個人番号（マイナンバー）カード
様式	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号と基本4情報を券面に記載 顔写真なし 	<ul style="list-style-type: none"> 基本4情報と顔写真を表面に記載 個人番号は裏面に記載 個人番号と基本4情報をICチップに記録
作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> 対象者に平成27年10月以降郵送 手数料なし 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年1月以降、希望者に交付 市町村が窓口で本人確認を行った上で交付 初回の手数料は無料
有効期限	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードを受けるまでの間 個人番号カードを受けるときに返納 引越等記載内容変更：市町村に転入届提出時に記載内容を変更 	<ul style="list-style-type: none"> 発行時年齢：20歳以上の場合は10年間、20歳未満の場合は5年間 引越等による記載内容の変更は同左
用途・利便性	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの交付を受けるまでの間、他の本人確認書類とともに利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 身分証明書としての利用 個人番号を確認する場面：就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等 市町村、行政機関などによる付加サービス 電子証明による電子申請・取引など 消費税還付の際の利用も検討
本人確認方法	<p>通知カードと下記のいずれかで確認</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 運転免許証、パスポートなど ② 官公署から発行された書類等で、写真、氏名、生年月日、住所記載のもの 	個人番号カードのみで本人確認不要

<個人番号（マイナンバー）カードについて>

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請が行えることや、お住まいの自治体の図書館利用証や印鑑登録証など各自治体が条例で定めるサービスにも使用できます。

なお、個人番号カードに搭載されるICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されませんが、所得の情報や病気の履歴などの機微な個人情報も記録されません。そのため、個人番号カード1枚からすべての個人情報が分かってしまうことはありません。

<マイナンバーとは？>

法律名：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

1. 2016/1 施行
2. 12桁の番号
3. 情報は5つ

個人番号／氏名／住所／性別／生年月日＊将来はいろいろな活用が想定

4. 市町村が発行（市町村に住所がある人）
5. 利用は限定的（今は）

「社会保障」「税」「災害対策」に限定

6. 原則変更できない

番号漏洩で不正使用の恐れある場合変更可

7. 罰則が重い

<マイナンバー法などの罰則>

行為	法定刑
1 個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科
2 上記の者が、不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科
3 情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上
4 人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金
5 国の機関の職員等が、 職権を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金
6 委員会の委員等が、職務上知り得た 秘密を漏えい又は盗用	同上
7 委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金
8 委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金
9 偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金

同種法律における類似既定の罰則			
行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
2年以下の懲役or 100万以下の罰金	-	-	
1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
-	-	同上	
-	-	-	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	-	
-	-	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
-	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
-	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
-	-	30万以下の罰金	

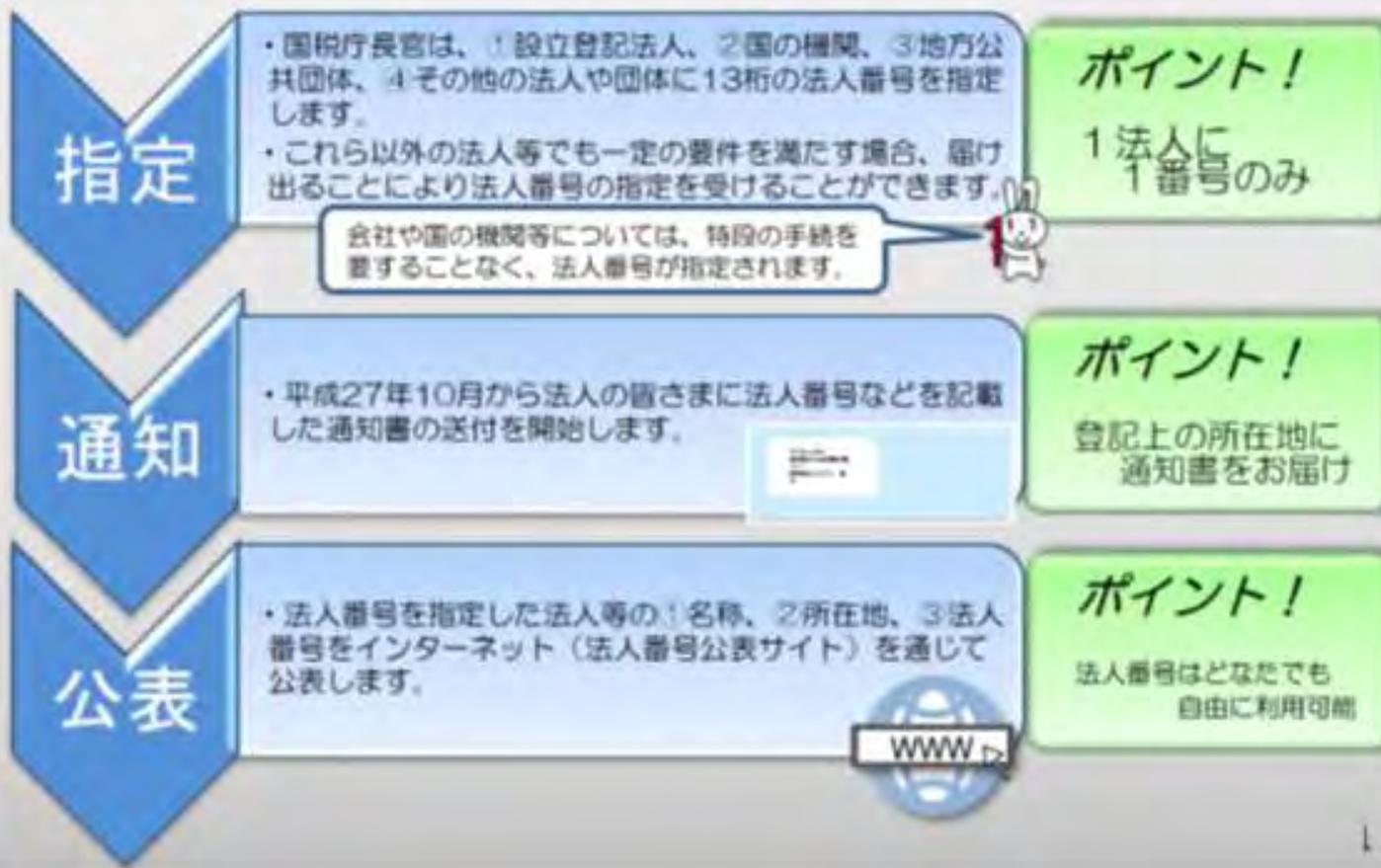
1件でも個人情報を保有していれば適用事業者(法改正)

**両罰規定：
本人はもとより会社も罰せられる**

内閣官房社会保障改革担当室
内閣府大臣官房番号制度担当室
「マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料」

<法人番号>

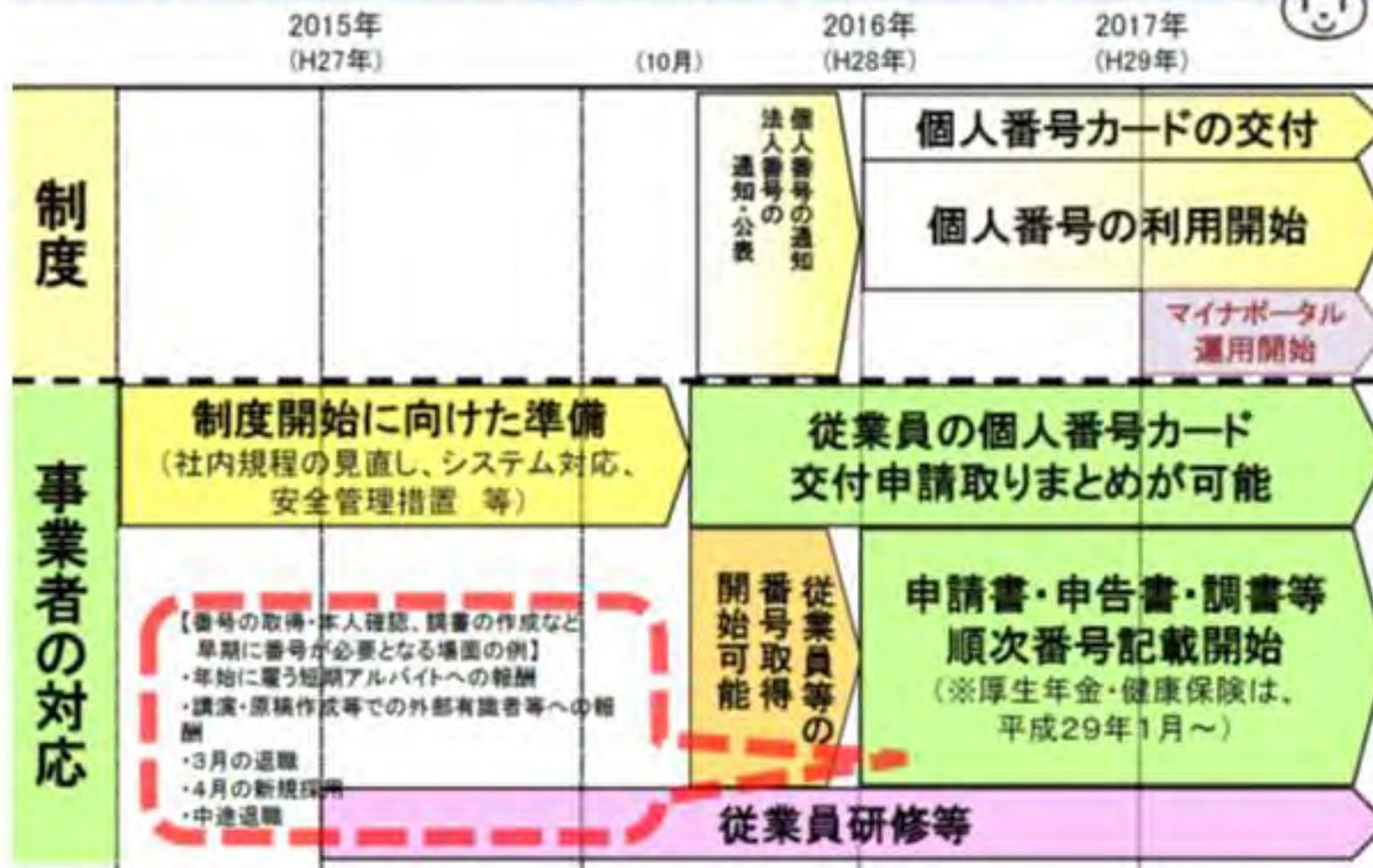
法人には法人番号（13桁）が指定され、
個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。



	個人番号	法人番号★
桁数	12桁	13桁
通知元	市町村長	国税庁長官
通知方法	通知カード	書面通知
通知時期	平成27年10月以降	平成27年10月以降
利用目的 の制限	あり ※法令・条例の範囲内のみ 利用可能（税・社会 保障・災害救助等）	なし ※官民間問わず自由に利 用可能
関連情報	氏名、住所、性別、 生年月日	名称、住所
番号検索	不可	可

＜企業のマイナンバー対策＞

民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要です。



＜税務関係手続きでマイナンバーを記載＞

税務関係の申告書等に、
マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）
 第二百四十二条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、請求その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称、以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。（略）
 ※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、請求その他の書類に番号を記載

- 税務関係の申告書、申請書、届出書、請求その他の書類に番号の記載欄を追加
- 法定調書等については、主に支払者及び支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載
- これ以外にも、例えば、
 - 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
 - 生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ



平成28年の法定調書（平成29年提出分）から
マイナンバーの記載が必要となりました。

<本人交付用源泉徴収票について>

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者の方へのお知らせ

**本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への
個人番号の記載は必要ありません！**

改正の概要

平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）施行後の平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました（個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです。）。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので御注意ください。

（参考）

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。

個人番号の記載が不要となる税務関係書類 （給与などの支払を受ける方に交付するものに限りです。）

- ・ 給与所得の源泉徴収票
- ・ 退職所得の源泉徴収票
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払に関する通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座年間取引報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書

※ 未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成 28 年 1 月施行予定

※ 個人情報の保護に関する法律第 25 条に基づき、本人から自身の個人番号をきむ情報として源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。

※ 電子申告・納税等開始（変更等）届出書についても個人番号の記載は不要です。

 国税庁

平成27年10月

＜雇用保険、社会保険関係＞

社会保障関係の申請書等に、
マイナンバーを記載して提出します。



従業員の給与・福利厚生



主な届出書類の例	届出者	届出先	適用条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第11条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第20条 厚生年金保険法施行規則第22条

雇用保険は平成28年1月以降届出にはマイナンバーの記載が必要となりました。

健康保険・厚生年金保険は平成29年1月以降、マイナンバーの記載が必要となりました。

事業主の皆さま、ご協力をお願いします

平成28年1月から、雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要です。

マイナンバーの記載が必要になった届出など

◆マイナンバーの記載が必要な届出・申請書などは次のとおりです。

(1) 事業主が個人番号関係事務実施者として提出するもの

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届

(2) 事業主が従業員の代理人(※)として提出するもの

- (ハローワークにおいて本人確認を行うもの)
- ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認書・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書
- ④ 育児休業給付受給資格確認書・(初回) 育児休業給付金支給申請書
- ⑤ 介護休業給付金支給申請書

※事業主が提出することについて別途届出を要する場合は、事業主は従業員の代理人として提出することができますが、その際は、ハローワークが(1)年報の簿記(協会の簿記)を、(2)本人の身分確認(提出した従業員の社員名簿の提出)、(3)番号確認(個人番号カードの写しなど)を行います(詳細は厚生労働省ホームページ「マイナンバー制度(雇用保険関係)」の「よくある質問(Q&A)」を参照してください)。

マイナンバーカードのマイナンバー



◆マイナンバーの記載ができなかった場合は？

◆事業主は、雇用保険法に基づき雇用保険手続の届出に併せてマイナンバーを届出ることが義務付けられており、従業員にも、このことを説明の上、マイナンバーの記載をお願いします。

※従業員の拒否などにより、記載が困難な場合は、マイナンバー記載欄が空欄でも届出などは受理します(法令で定められた期限内での届出をお願いします)。

◆旧様式を使用する場合や、新様式を使用する場合であっても何らかの理由により個人番号を記載できない場合には、「個人番号登録・変更届出書」により個人番号を提出してください。



◆マイナンバーの記載がある届出書類を郵便で送付する場合は？

◆郵便での届出を行う場合は、できるだけ追跡可能な書留郵便などの方法で届出をお願いします。普通郵便でも受理しますが、紛失などの事故があった場合、どの時点の事故か確認できません。

◆磁気媒体届出書作成プログラムで届出を行う場合は？

◆磁気媒体届出書作成プログラムを使って届出を行う場合は、媒体データパスワード設定プログラムで任意のパスワードを設定の上、届出をお願いします。

厚生労働省・報道府県労働局 ハローワーク

＜改正 個人情報保護法＞

1. 個人情報取扱事業者の範囲が拡大
2. 利用目的の特定・適正取得
3. 安全管理措置
4. 個人情報の定義の明確化
5. 要配慮個人情報

<マイナンバー管理のポイント>

1. 今まで通り継続的に管理
2. マイナンバーの記録の管理
3. もう一度、安全管理措置の確認
4. そろそろ、マイナンバー削除への対応準備

事業者が注意すべき4つのポイント ①取得

①取得

②利用・提供

③保存・開業

④安全管理措置

マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ！
これ以外では「取得できない」ということを知ってください！

利用目的は
きちんと
通知又は公表！

法律の範囲内で利用目的を特定し
て明示しておく必要があります。

“源泉徴収票・給与支払報告書に
マイナンバーを記載して提出します”



マイナンバー取得時の
本人確認は厳格に！

マイナンバーを取得する際は、
他人のなりすまし等を防止するた
め、**厳格な本人確認**を行う必要が
あります。

従業員が扶養親族
のマイナンバーを
記載した書類を
税の手続で事業者
に提出する場合、
従業員が扶養親族
の本人確認をする
こととなります



内閣府 (H27/8)
「社会保障・税番
号制度が始まり
ます入門編」

<マイナンバーを従業員から取得する際には利用目的を伝える>

マイナンバーを従業員などから取得するときは、
利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示 (※) する必要があります。
(例) 「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第17条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。



本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認 (番号確認) と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認 (身元確認) を行います。

<利用目的の明示例>

当社が個人番号を取扱う利用目的および事務の範囲は以下の通りとする。

社員に係る個人番号 関係事務	所得税源泉徴収等に関する事務および給与所得・退職所得の源泉徴収票（給与支払報告書を含む）に関する事務
	雇用保険届出等に関する事務
	健康保険・厚生年金保険届出等に関する事務
社員の配偶者に係る 個人番号関係事務	国民年金の第三号被保険者の届出等に関する事務
社員または社員以外の個人に係る 個人番号関係事務	報酬・料金・契約金等の支払調書作成等に関する事務
	配当、剰余金の分配および基金利息の支払調書作成等に関する事務
	不動産の使用料等の支払調書作成等に関する事務
	不動産等の譲渡対価、売買・貸付手数料等の支払調書作成等に関する事務

<番号確認と身元確認>

マイナンバー取得の際の本人確認では、**番号確認と身元確認**を行います。



事業者が注意すべき4つのポイント ②利用・提供

①取得

② 利用・提供

③ 保管・廃棄

④安全管理措置

事業者は**社会保障・税に関する**手続書類に従業員等のマイナンバーなどを記載して、
役所に提出！

注意

利用目的以外の利用・提供はできません！

どんな利用・提供の場面があるの？

雇用保険関係 だと… 雇用保険被保険者資格取得(喪失)届 等

健康保険・厚生年金関係 だと… 健康保険被保険者資格取得(喪失)届 等

税関係 だと… 源泉徴収票、給与支払報告書 等

社員番号や
顧客管理番号と
しての利用は
仮に社員や顧客の
同意があっても
できません！



内閣府 (H27/8)
「社会保障・税番
号制度が始まり
ます入門編」

事業者が注意すべき4つのポイント ③保管・廃棄

①取得

②利用・提供

③ 保管・廃棄

④安全管理措置

必要がある場合だけ保管が可能、必要がなくなったら廃棄が必要です！

雇保関係

働保・年金関係

税関係



**必要がある場合に限り、
保管し続けることができます！**

- ・翌年度以降も継続的に雇用契約が認められる場合
- ・所管法令によって一定期間保存が義務付けられている場合 など

- ・作成事務を処理する
必要がなくなった場合
- ・保存期間を経過した場合

➡ **速やかに廃棄・削除**

廃棄や削除を前提として、年や年度ごとにファイリングするなど「保管体制」を今一度確認してみよう！



内閣府（H27/8）
「社会保障・税番号制度が始まります入門編」

＜各種書類の保管期限＞

種別	書類例	保存期限
所得税	扶養控除申告書、保険料控除申告書など	7年
雇用	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、 離職証明書事業主控えなど	4年
	代理人選任・解任届	2年
徴収	労働保険概算・確定保険料申告書など	3年
労災	休業補償給付支給請求書など	3年
健保 厚年	被保険者資格取得確認、標準報酬決定通知 書など	2年

事業者が注意すべき4つのポイント ④安全管理措置

①取次

②利用・提供

③保管・廃棄

④安全管理措置

マイナンバーをその内容に含む個人情報を漏えいしたり、失くしたりしないために、**今から**できること！

親方さんの家では……

組織的・人的
安全管理措置

取扱責任者

事務取扱担当者

担当外の
従業員等



担当者を明確にして、
担当者以外がマイナンバーを
取り扱うことが無いように

適切な教育



わかったわ！

従業員のマイナンバー管理をしっかりしな
いとな！
カギ付きの棚を新しく買うか！棚の配置も
考えような！

事業者の事業内容や規模に応じて対応してください！

内閣府（H27/8）
「社会保障・税番
号制度が始まり
ます入門編」

＜企業に求められる安全管理措置①＞

マイナンバーの適切な安全管理措置に
組織としての対応が必要です。



【安全管理措置】

- 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



<企業に求められる安全管理措置②>

マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です。

事業者は、マイナンバーや特定個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりませんし、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

特定個人情報等の取扱いに当たっては、マイナンバーを取り扱う事務の範囲を明確化することが重要です。

事業者が講ずべき安全管理措置の内容として、ガイドラインでは、基本方針の策定、取扱規程等の策定、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を示しています。

<企業に求められる安全管理措置③>

区分	具体例	備考
組織面	<ul style="list-style-type: none">・組織体制の整備・取扱規程などに基づく運用・取扱状況を確認する手段(記録)・情報漏洩時の体制・安全管理措置の評価、見直し	基本方針策定 システムログ記録 いつ誰が理由など
人的面	<ul style="list-style-type: none">・事務担当者の監督・事務担当者への周知・教育	懲戒処分など 定期的研修
物理面	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバー取扱い区域の管理・機器または電子媒体等の盗難防止・電子媒体等を持ち出すときの対応・マイナンバーの削除、機器等廃棄	入退出管理、壁 施錠キャビネット パスワード設定 焼却、溶解
技術面	<ul style="list-style-type: none">・アクセス制御、アクセス者識別・外部からの不正アクセス等防止・情報漏洩等の防止	ID、パスワード ウイルス対策 データ暗号化

＜企業に求められる安全管理措置④＞

「基本方針」では、特定個人情報の保護に関する基本理念を明確にし、法令遵守・安全管理・問合せ・苦情相談等に関する方針を定めることが重要です。なお、基本方針の策定は義務付けられてはいませんが、従業員等への周知・研修を行いやすくなるというメリットがあります。

「取扱規程等」とは、源泉徴収票や支払調書の作成等の事務で特定個人情報等を取扱う場合のマニュアルや事務フローなどの手順を示した文書で、従業員が容易に参照できるようにする必要があります。

「組織的安全管理措置」とは、担当者を明確にして、担当者以外が特定個人情報等を取り扱うことが無いような仕組みを構築することです。

「人的安全管理措置」とは、従業員の監督・教育です。

＜企業に求められる安全管理措置⑤＞

「物理的安全管理措置」とは、特定個人情報等の漏えい・盗難等を防ぐ措置で、担当者以外が特定個人情報等を取り扱うことができないような工夫を行うことを指します。具体的には、壁又は間仕切り等の設置、のぞき見されない場所等の座席配置の工夫や、鍵付きのキャビネットに書類を保管することなどが考えられます。

「技術的安全管理措置」とは、担当者を限定するためのアクセス制御を行うことや、ウィルス対策ソフトウェア等を導入し、最新の状態にアップデートしておくことなどを指します。ただし、**事業者のうち従業員の数が100人以下の中小規模事業者の特例**を設けており、実務への影響に配慮しています。（**中小規模事業者の要件が改正**）

<企業に求められる安全管理措置⑥>

マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です。



【委託先の監督】

○社会保険及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



【再委託】

○社会保険及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置」の中小規模事業者における対応方法(抜粋)

安全管理措置は、事業者の規模及び特定個人情報等を取り扱う事務の特性等により、適切な手法を採用してください。

中小規模事業者における対応方法	? ヒント ?
<p>A 基本方針の策定 特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である。</p>	<p>➤ 基本方針の策定は義務ではありませんが、作ってあれば従業員の教育に役立ちます。</p>
<p>B 取扱規程等の策定 ○ 特定個人情報等の取扱い等を明確化する。 ○ 事務取扱担当者が変更となった場合、確実な引継ぎを行い、責任ある立場の者が確認する。</p>	<p>➤ 業務マニュアル、業務フロー図、チェックリスト等に、マイナンバーの取扱いを加えることも考えられます。</p>
<p>C 組織的安全管理措置 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる組織的安全管理措置を講じなければならない。</p>	
<p>a 組織体制の整備 ○ 事務取扱担当者が複数いる場合、責任者と事務取扱担当者を区分することが望ましい。</p>	<p>➤ けん制効果が期待できる方法です。</p>
<p>b 取扱規程等に基づく運用 c 取扱状況を確認する手段の整備 ○ 特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存する。</p>	<p>➤ 例えば、次のような方法が考えられます。 ・業務日誌等において、特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、本人への交付日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況等を記録する。 ・取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存する。</p>
<p>d 情報漏えい等事案に対応する体制の整備 ○ 情報漏えい等の事案の発生等に備え、従業者から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認しておく。</p>	<p>➤ 業務遂行の基本、「ほうれんそう」(報告・連絡・相談)を確認しましょう。</p>
<p>e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し ○ 責任ある立場の者が、特定個人情報等の取扱状況について、定期的に点検を行う。</p>	<p>➤ 事業者のリスクを減らすための方策です。</p>

参考：特定個人情報保護委員会事務局「中小企業向け はじめてのマイナンバーガイドライン」

中小規模事業者における対応方法

? ヒント ?

D 人的安全管理措置

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる人的安全管理措置を講じなければならない。

a 事務取扱担当者の監督

事業者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。

- 従業員の監督・教育は、事業者の基本です。
従業員にマイナンバー4箇条を徹底しましょう（2ページ参照）。

b 事務取扱担当者の教育

事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。

E 物理的安全管理措置

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる物理的安全管理措置を講じなければならない。

a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

- 事業者の規模及び特定個人情報等を取り扱う事務の特性等により異なりますが、例えば、壁又は間仕切り等の設置及び視き見されない場所等の座席配置の工夫等が考えられます。

b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。

- 事業者の規模及び特定個人情報等を取り扱う事務の特性等により異なりますが、例えば、書類等を盗まれないように書庫等のカギを閉める等が考えられます。

c 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止

- 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。

- 置き忘れ等にも気を付けましょう。

d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

- 特定個人情報等を削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。

- 事業者のリスクを減らすために大切です。

参考：特定個人情報保護委員会事務局「中小企業向け はじめてのマイナンバーガイドライン」

中小規模事業者における対応方法

? ヒント ?

F 技術的安全管理措置

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければならない。

a アクセス制御

b アクセス者の識別と認証

- 特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。
- 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。

➤ 担当者以外の者に勝手に見られないようにしましょう。

c 外部からの不正アクセス等の防止

情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。

➤ インターネットにつながっているパソコンで作業を行う場合の対策です。例えば、次のような方法が考えられます。

- ・ウイルス対策ソフトウェア等を導入する。
- ・機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態にする。

d 情報漏えい等の防止

特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。

➤ インターネットにつながっているパソコンで作業を行う場合の対策です。例えば、データの暗号化又はパスワードによる保護等が考えられます。

参考：特定個人情報保護委員会事務局「中小企業向け はじめてのマイナンバーガイドライン」

＜マイナンバー制度 Q & A＞

Q	A
マイナンバーを紛失したら？	再発行（市町村）できる。マイナンバーは住民票にも表記される（希望しなければ表記されない）。
個人番号カードの取得は義務か？	強制はしていないが、政府としては取得を奨励している。（マイナンバーは全国民が対象：乳幼児にも付与される）
個人番号カードを身分証明書に使える？	図書館カードや印鑑登録証で利用でき、レンタル店やスポーツクラブなどの身分証明にマイナンバー以外は使用できる。
個人番号カードの有効期限は？	20歳以上10年、20歳未満は5年
住所変更があった場合は？	14日以内に市町村に届出てカードに記載内容を変更しなければならない。
業務委託者からマイナンバーを取るときに注意点は？	まず利用目的（社会保障および税に関する手続き書類の作成）を明確にし、厳格な本人確認（運転免許証など）をする。
マイナンバーの提供を求められたら？	原則、目的（社会保障・税・災害対策）以外で求められることはない。詐欺等に要注意。
海外に住んでいる場合は？	国内に住所を有する者が対象のため、付与されない。帰国時住民登録した際に付与される。